小規模個人再生による免責決定

平成２６年（モ）第１０１１号

神戸市長田区房王寺町３丁目４番３―504号、認可決定時の住所神戸市西区井吹台東町６丁目４番地の５

再生債務者　天野　真司

1　主文　再生債務者を免責する。

2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成26年12月８日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第３号

名古屋市西区砂原町432番地の２

再生債務者　水野　滋夫

1　決定年月日時　平成26年12月９日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年１月５日まで

4　一般異議申述期間　平成27年１月13日から平成27年１月20日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第４号

山口県宇部市大字上宇部2450番地11

再生債務者　森　　智紀

1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年１月７日まで

4　一般異議申述期間　平成27年１月14日から平成27年１月21日まで

山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（再ロ）第５号

福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台２丁目６番11号

再生債務者　壱貫田明彦

1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年１月７日まで

4　一般異議申述期間　平成27年１月14日から平成27年１月21日まで

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再ロ）第３９号

大阪府摂津市鳥飼新町２丁目17番４号

再生債務者　石丸　弘子

1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年１月16日まで

4　一般異議申述期間　平成27年１月19日から平成27年２月２日まで

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００２９号

東京都中野区弥生町３―26―10

再生債務者　石山　興一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２号

愛媛県西条市新町386番地５

再生債務者　駄場　浩二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月９日　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（再ロ）第３号

高知市瀬戸２丁目12番21号

再生債務者　中田　安美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年12月10日

高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２６年（再ロ）第３２号

大阪府寝屋川市高宮あさひ丘46番14号

再生債務者　辻　　義己

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法に定める事由がある。

平成26年12月９日

大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月十八日

仙台市青葉区中央二丁目七番三〇号角川ビル二二〇号

（甲）特定非営利活動法人仙台ベルフィーユ　理事長　太田　清隆

香川県高松市成合町九三〇番地一〇

（乙）特定非営利活動法人エイティエイツバレーボールクラブ

理事長　米田　隼人

合併公告

左記会社は平成二十七年二月一日を効力発生日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することといたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、本合併に伴う甲の商号、本店の変更はありません。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.monexgroup.jp/

（乙）http://www.monexgroup.jp/

平成二十六年十二月十八日

東京都千代田区麹町二丁目四番地一

（甲）マネックス証券株式会社

代表取締役　松本　　大

東京都中央区日本橋箱崎町三六番一号

（乙）株式会社マネックスＦＸ

代表取締役　勝屋　敏彦

合併公告

平成二十六年十一月二十九日開催の甲の総会及び平成二十六年十二月五日開催の乙の総代会において左記生活協同組合は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、この合併に対し異議のある債権者は、平成二十七年一月三十日までにお申し出下さい。

以上、消費生活協同組合法第六十八条第四項及び同第六十八条の二第六項の規定により公告します。

平成二十六年十二月十八日

高知県高知市永国寺町五番一五号

（甲）高知県立大学生活協同組合

代表理事　理事長　一色　健司

高知県香美市土佐山田町宮ノ口一八五番地

（乙）高知工科大学生活協同組合

代表理事　理事長　村瀬　儀祐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月十八日

千葉県市川市八幡四丁目一七番三四号

オーツーマネジメント合同会社

代表社員　小笠原美代子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月十八日

東京都港区麻布十番一丁目一〇番一〇号

合同会社Ｌａｕｎｃｈｐａｄ　ｎｉｎｅ

代表社員　ＮＫＪレーションズ株式会社

職務執行者　深見　雄太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年二月二十三日であり組織変更後の商号は株式会社堀田とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月十八日

愛知県名古屋市千種区千種一丁目三番三五号

堀田合資会社

代表社員　堀田清右衛門